

東京都内で自転車を利用するみなさんへ



令和2年4月1日から

自転車利用中の対人賠償事故に

備える保険等[※]に加入している必要があります!!

※自転車の利用によって生じた損害を賠償するための保険・共済

東京都では、条例[※]を改正し、自転車利用中の事故により、**他人にケガをさせた場合などの損害を賠償できる保険等への加入が義務となります。**

※東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例



安全安心を推進する
マスコットキャラクター
みまもりいぬ

自転車
利用者

自転車の利用によって生じた他人の生命又は身体の損害を賠償する自転車損害賠償保険等[※]に加入しなければなりません。

保護者

未成年のお子さんが自転車を利用するときは、自転車の利用によって生じた他人の生命又は身体の損害を賠償する自転車損害賠償保険等[※]に加入しなければなりません。

自転車での
高額加害事故例

男子小学生（11歳）が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性（62歳）と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。裁判所は、保護者に監督責任を認め、約9,500万円の賠償を命じた。（神戸地方裁判所、平成25（2013）年7月4日判決）

既に加入している保険等に付帯されている場合もあるので、裏面のチェックシートで、自転車損害賠償保険等への加入状況をチェックしてみましょう！

裏面へ



東京都



自転車の安全利用を
推進するロゴマーク

リサイクル適性^①
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

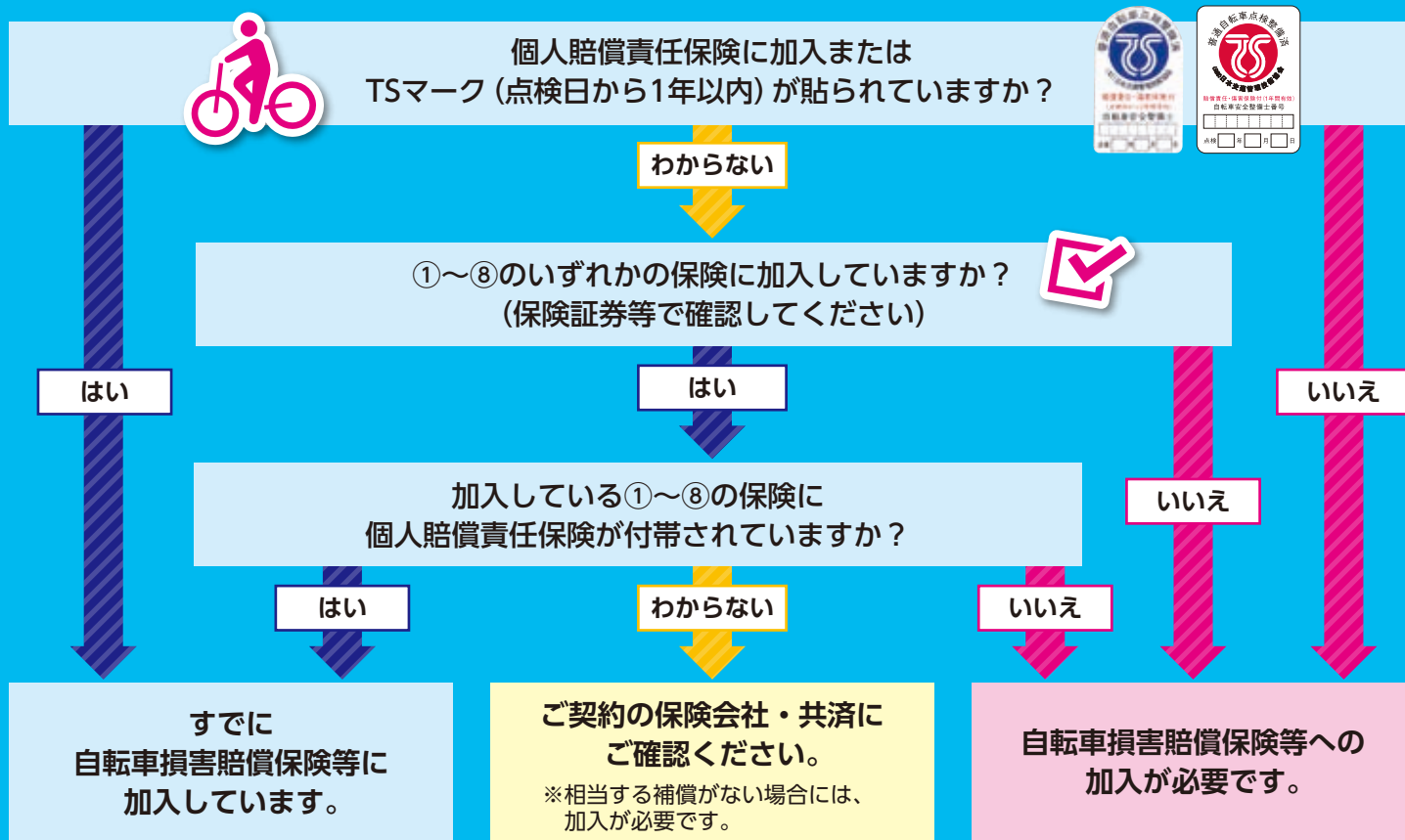
自転車損害賠償保険等への加入状況をチェック

● 自転車運転中の賠償責任を補償する保険

確認いただく保険・共済契約		確認いただきたいこと
①「自転車保険」等の名称で販売している傷害保険とのセット商品	②自動車保険(特約)	①～⑧の保険・共済に加入しているか確認してください。 これらの保険・共済に「個人賠償責任保険」が契約(付帯)されているか確認してください。 【個人賠償責任保険】 個人又は同居の家族が、日常生活で誤って他人にケガをさせたり他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負担した場合の損害を補償する保険です。 ※日常賠償責任保険、賠償責任共済といった名称も同様な保険です。 ※十分な賠償資力が確保されているか、契約している保険等の保険金額も確認しておきましょう。
	③火災保険(特約)	
	④傷害保険(特約)	
	⑤クレジットカードなどの付帯保険	
	⑥会社等の団体保険	
団体保険	⑦PTAの保険など学校・大学で加入募集を受ける保険	
	⑧交通安全協会の自転車会員として加入している保険(自転車事故による損害賠償のみを補償)	

● 自転車運転中の事故で他人の生命又は身体の重度な損害を補償する制度

TSマーク付帯保険 (点検整備された自転車の車体に付帯された保険)	補償条件が限られています。点検日から1年以内のTSマークが自転車に貼られているか確認してください。
--------------------------------------	---



自転車損害賠償保険等の種類などの詳細は、東京都交通安全課のHPをご確認ください。

東京都 自転車利用中 保険

検索

